

後発事象会計基準等、次回公表議決へ—ASBJ

去る2025年12月9日、企業会計基準委員会は、第565回企業会計基準委員会を開催した。

主要な審議事項は以下のとおり。

中期運営方針

第561回親委員会（2025年11月10日号（No.1759）情報報、ダイジェスト参照）での審議を踏まえ、ASBJにおける日本基準の開発の方針および国際的な会計基準の開発に関連する活動を行うにあたっての方針をとりまとめた新しい中期運営方針について、文案が示された。前回の提案内容からは、のれんの会計処理に関するテーマ提言への対応についての記述を、直近の議論を踏まえて更新するなどの修正が行われている。

本中期運営方針について、出席委員全員の賛成により議決された。

後発事象会計基準の開発

第564回親委員会（2025年12月10日号（No.1762）情報報、ダイジェスト参照）に引き続き、

企業会計基準公開草案87号「後

年12月10日号（No.1762）情

報、ダイジェスト参照）に引き続き、前回親委員会で聞かれた、後

発事象会計基準の結論の背景で前回親委員会で、住民税（均

発事象に関する会計基準（案）」等の文案の検討が行われた。
（1）適用時期等
適用時期について、事務局から次のような案が示された。

委員からおおむね1年程度経過後最初に到来する4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用する。本公開草案の提案に大きな異論は聞かれていないことおよび現状の審議状況を踏まえ、2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用する。年12月10日号（No.1762）情報報、ダイジェスト参照）に引き続き、改正法人税等会計基準案等の文書について検討がされた。

（2）改正法人税等会計基準等
第564回親委員会（2025年12月25日開催予定）で公表議決を行う予定。

示されている「財務諸表の公表の承認日」の説明を、用語の定義として本文に記載する必要があるか確認したいとの意見に対して、厳密に定義を行っているものではなく、IAS 10号「後発事象」でも明確な定義を行っていないことから、定義とせず提案どおりとする事務局案が示された。

*

・公表からおおむね1年程度経過後最初に到来する4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用する。本公開草案の提案に大きな異論は聞かれていないことおよび現状の審議状況を踏まえ、2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用する。年12月10日号（No.1762）情報報、ダイジェスト参照）に引き続き、改正法人税等会計基準案等の文書について検討がされた。

・早期適用についても本公開草案の提案どおり、特段の定めを設けない。

・経過措置については特段コメントが寄せられておらず、本公開草案の提案どおり、遡及適用を行わないこととする経過措置を設ける。

（2）文書

（2）改正法人税等会計基準等

（2）適用初年度の比較情報の組替えの経過措置

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
令和8年1月13日(火)まで (10日が土曜日、11日が日曜、12日が祝日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和7年12月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
本年最初の給与支給日の前日まで	② 給与所得者の扶養控除等申告書の提出	
令和8年2月2日(月)まで (31日が土曜日、2月1日が日曜日のため)	③ 支払調書の提出、源泉徴収票の交付 ④ 給与支払報告書の市区町村長への提出 ⑤ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和7年11月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ⑥ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1ヶ月延長法人(令和7年10月期) 2ヶ月延長法人(令和7年9月期) ⑦ 消費税確定申告(1ヶ月ごと)(11月期) ⑧ 消費税確定申告(3ヶ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑨ 法人の中間申告(半期・5月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑩ 消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1ヶ月ごと(11月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3ヶ月ごと(2月、5月、8月期) ⑪ 固定資産税の償却資産に関する申告	⑤～⑩ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑦、⑧ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

等割）に関する適用初年度の比較情報の組替えを行うことを要しない旨を追加する事務局案に對し、「要しない」との記載は組替えの必要がないとも読める」との意見が聞かれた。この意見を踏まえ、改正法人税等会計基準案48項の結論の背景において、次のように修正された。

…経過措置として適用初年度の比較情報について組替えを行うことを要しないと明記することで、基本的には組替えを行う

こととしながらも、変更の影響に重要性がない場合には組替えを行わなくともよいことが明確化されるものと考へられる。…

*

月25日開催予定)で公開草案の公表議決を行う予定。

公表は年明けとなり、コメント期間は2カ月程度とされることが見込まれる。

気候基準に関連した実務対応基準を開発へ—SSB—

去る2025年12月11日、SBJは第60回サステナビリティ基準委員会を開催した。

主要な審議事項は次のとおり。

ISSB公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRSS S2号の修正案】に対応する気候関連開示基準の改正

SSBとの相違点があればそれを反映して公開草案を公表し、公表後に委員会においても反映箇所を確認することとした。

事務局は、これまでの議論を踏まえた気候基準の改正案を示し、委員全員の賛成により公表も公表議決された。

あわせて、本公開草案に対するコメント募集期間を短縮する提案（公表後40日程度を想定）も公表議決された。

会計・監査・開示 來し方行く末

連結財務諸表の特徴①～全般～

公認会計士
市川 育義

今回からは投資情報として、現在、社会的にも認知され、定着してきた（？）といえる連結財務諸表を取り上げることとする。

我が国に連結情報を中心とする開示制度が本格的に導入されたのは、2000年当時の「会計ビッグバン」以降のことである。

会計ビッグバンについて、明確な定義はないが、ここでは、2000年3月期以降、有価証券報告書等における開示内容が、個別情報から連結情報中心に転換し、新会計基準（連結財務諸表原則、連結キャッシュ・フロー計算書等作成基準、研究開発費等会計基準、中間連結財務諸表等作成基準、退職給付会計基準、金融商品会計基準、税効果会計基準など）が順次適用された一連の取組みを意味することとする。

とされていいたわけである。

会計ビッグバン以前は、運転資金のほか、設備投資等の長期資金についても、主にメインバンクである銀行等から調達するなど、金融機関との関係を非常に重視していた時代が長く続いていた。

ところが、1985年のプラザ合意後、急激な円高・ドル安に

対応した超低金利政策の影響により、資本市場に大量の資金が

流入し、上場企業においては特に資本コストの意識もなく株式や社債の発行を活発化させるという動きがみられた。また、大量の資金が土地や株式へ流れることで、異常なレベルまで不動産価格や株価が高騰するといったバブル経済をもたらした。

その結果、1990年代初頭にあったバブル崩壊により、不良債権問題等を抱える大手金融機関の破綻といった事件が数多くみられるようになり、企業としては投資家からの資金調達の重要性を認識するとともに、国としても、今後の日本企業の成長資金等を安定的に供給するために、わが国資本市場の活性化が急務とされていったわけである。

そうしたなか、当時の橋本内閣が1997年に金融システム改革(Free, Fair, Global)を掲げて、わが国の金融市場がユーロ化、ロンドン並みの国際金融市場となることを目指し、数々の改革が動き始めたわけであるが、その改革の一つが、わが国開示制度の抜本的な見直しであった。

当時は、会社法制定前の商法の時代であり、企業は個別情報が中心で、しかも開示内容は法定開示項目のシンプルな記載に

とどまっていた。上場企業が有価証券報告書においてのみ開示しておらず、連結情報についても、投資者の多くは投資判断に活用するまで至っていないからだといえる。

それが、今日では、連結情報

の業績等を示すものといった程度の理解で利用しているとなると、真の意味で連結開示が定着した

といつには正直心もない。

細かい話はいいとしても、少なくとも、連結情報の作成プロセスが個別情報の作成プロセスとは決定的に異なる点や、それが連結財務諸表の表示や注記に影響を及ぼしている点など、連結

特有の取扱いに関する知識を今一度「ラッピングアップしてほしい。

次回以降、順次、連結特有の取扱いについて解説していく。

温対法に基づき温室効果ガス

排出を測定する場合の開示

一方で、事務局は、気候基準49項ただし書きに従い、温対法を用いて温室効果ガス（GHG）排出量を測定および開示する場合の次の3つの取扱いについて、実務上の解釈が分かれていたとした。

（1）温対法によりGHG排出量を報告する場合、GHG排出量は、基礎排出量と調整後排出量のいずれを基礎として用いるべきであるのか。

（2）温対法により基礎排出量として測定されたGHG排出量のうち間接排出に係る部分を測定した拠点に係る活動量に全国平均係数または代替値を乗じることにより計算したロケーション基準によるスコア2GHG排出は、気候基準49項ただし書きに定める「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」（以下、「GHGプロトコル（2004年）」という）とは異なる方法を用いることを要求している場合に該当するかどうか。

（3）気候基準54項に従い、契約証書に関する情報に代えて要するかなど、

マーケット基準によるスコープ2GHG排出を開示すること

とした場合、その測定方法はロケーション基準によるスコープ2GHG排出の測定方法と整合している必要はあるか。

これらを明確化するにあたり、日本独自の定めを導入するものとして実務対応基準を開発することが提案された。また、その場合、2026年3月公表に間に合うように開発するか否かについても議論された。

委員からは、明確化することについては賛意が聞かれたが、指すべきではないとの意見が聞かれた。

（1）基礎排出量と調整後排出量のいずれを基礎として用いるか

企業が、温対法による間接排出をマーケット基準によるスコープ2GHG排出として開示することを選択し、前記（2）のようにロケーション基準によるスコープ2GHG排出として開示する場合、企業のその部分について、気候基準49項ただし書きに定める「異なる方法を用いることを要求している場合」に該当するものとして扱う。

当該GHG排出量をロケーション基準によるスコープ2GHG排出として開示するものとし、温対法において報告が要求されていない旨の注記を求める。

一方、調整後排出量についてていよい。

そこで、温対法を用いてGHG排出量を測定する場合、基礎

排出量を基礎として用いることとする等の事務局案が示された。

委員からは、賛意が聞かれた。

（2）温対法におけるロケーション基準によるスコープ2GHG排出の取り扱い

事務局は次の提案を行った。

（1）基礎排出量については賛意が聞かれたが、指すべきではないとの意見が聞かれた。

（2）温対法におけるロケーション基準によるスコープ2GHG排出の取り扱い

方で、注記を求めるのはやりすぎ

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 令和7年10~12月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和7年10~12月期調査結果の概要です。

対象企業数
14,337社
回答企業数
11,175社
回収率
77.9%

景況

●貴社の景況

令和7年10~12月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は4.9%ポイントとなり、令和7年7~9月期以降2期連続の「上昇」超となっています。続いて、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。

先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業いずれも「上昇」超で推移する見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

●国内の景況

令和7年10~12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は6.9%ポイントとなり、令和7年7~9月期以降2期連続の「上昇」超となっています。続いて、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。

先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業はいずれも「上昇」超で推移する見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

雇用

令和7年末時点の「従業員数判断」BSIを全産業でみると、大企業は28.0%ポイントとなり、平成23年9月末以降58期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超となっています。

先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。

売上高

令和7年度は、2.0%の増収見込みとなっています。

業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。

経常利益

令和7年度は、▲0.7%の減益見込みとなっています。

業種別にみると、製造業、非製造業ともに減益見込みとなっています。

設備投資

令和7年度は、6.6%の増加見込みとなっています。

業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)				
	令和7年7~9月 前回調査	令和7年10~12月 現状判断	令和8年1~3月 見通し	令和8年4~6月 見通し
大企業	全産業	4.7	4.9	3.7
	製造業	3.8	4.7	1.1
	非製造業	5.2	5.1	5.0
中堅企業	全産業	2.7	4.7	1.6
	製造業	▲0.1	2.3	▲1.1
	非製造業	3.4	5.4	2.3
中小企業	全産業	▲9.6	▲3.7	▲6.6
	製造業	▲20.0	▲10.3	▲12.1
	非製造業	▲7.7	▲2.5	▲5.6

国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)				
	令和7年7~9月 前回調査	令和7年10~12月 現状判断	令和8年1~3月 見通し	令和8年4~6月 見通し
大企業	全産業	1.5	6.9	4.0
	製造業	0.7	4.4	1.4
	非製造業	1.8	8.1	5.2
中堅企業	全産業	▲3.7	5.2	1.6
	製造業	▲6.0	4.5	▲1.8
	非製造業	▲3.1	5.4	2.6
中小企業	全産業	▲19.3	▲7.0	▲9.7
	製造業	▲28.2	▲15.5	▲13.7
	非製造業	▲17.6	▲5.4	▲8.9



なのではという意見も聞かれた。
 (3) ロケーション基準とマーケット基準の測定方法の整合性
 次の事務局案が示された。

- 企業が温対法に基づく間接排出の報告値について、マーケット基準によるスコープ2 GHG排出として開示することを選択し、間接排出を測定した

国税庁長官・新春インタビュー —国税庁

江島一彦
江島一彦 国税庁長官は、国税記者クラブとの会見に応じ、2026年の抱負等を語った。

新年の抱負
本年は、税務行政のDXに大きく寄与するGSS（ガバメントソリューションサービス）環境の全国拡大やKSK（国税総合管理システム）2の導入を予定している。これらの円滑な導入のために事前準備をしっかりと行なった。

KSK2、GSS環境への移行
KSK2、GSS環境への移行後は、納税者の方とデータでのやり取りや、税務調査等の場面においてWeb会議システムを利用したオンラインでの概況聴取の実施が可能となる。新たに刷新するこれらの環境を最大

令和7年分の確定申告の対応
「マイナーポータル連携」のさらなる利用の拡大に向けて、令和7年分の確定申告からはマイナポータル連携の対象範囲を「生命保険契約等の一時金・年金」、「損害保険契約等の満期返戻金等・年金」、「ふるさと納税以外の一部の寄附金」にも拡大する対応を行っている。

A S B
A S Bは、公開草案「リスク軽減会計—I F R S 9号およびI F R S 7号の修正」（以下、「本公開草案」という）を公表した。本公司は金利改定リスクの軽減のための企業活動の効果を財務諸表によりよく表わすとともに、企業が金利改定リスクをどのように管理し、どの程度

ASB
ASBは公開草案「リスク軽減会計—I F R S 9号およびI F R S 7号の修正」（以下、「本公開草案」という）を公表した。本公司は金利改定リスクを管理するためのリスク戦略およびリスク管理活動の影響を開示することを提案している。

国際会計
—F A S B
F A S B
F A S Bは公開草案「政府補助金に関するA S U」、公表

金利改定リスクの管理をしていき、新たなオンラインでの概況聴取の実施が可能となる。新たに刷新するこれらの環境を最大

本公開草案の概要
本公開草案は、正味ベースで金利改定リスクの管理をしていく。

A S Uの概要
A S Uの概要
A S Uは会計基準アップデート（A S U）2025—10「政府補助金（トピック832）—事業企業が受領した政府補助金の会計処理」を公表した。

基準のI A S 20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開

拠点に係る活動量に全国平均係数または代替値を乗じて計算したGHG排出をロケーション基準によるスコープ2 GHG排出量として開示する場合、これらをともにGHGプロトコル（2004年）と異なる方法として開示する。

委員からは、賛意が聞かれた。

限活用して、税務行政のDXをより一層推進することで、「納税者の利便性の向上」や、「調査・徴収事務の効率化・高度化」を実現していく。

今後とも、適正な申告・納税申告・決算情報や法定調書がら申告・決算情報や法定調書を行った納税者が不公平感を抱かないよう、納税者のコンプライアンスリスクに応じた最適な調査事務運営に取り組んでいく。

IASBはリスク軽減会計を将来に向かって適用することを要求し、要求される開示とともに早期適用することも認められている。

本公司はリスク軽減会計に対するために、企業は移行日にI F R S 9号「金融商品」に従つた既存のヘッジ関係の中止もしくは公正価値オプションに基づく金融資産または金融負債の指定を将来に向かって取り消すこととが認められ、リスク軽減会計を適用する目的で当該金融商品を基礎となるポートフォリオに含めることができる。

また、IASBはI A S 39号「金融商品・認識及び測定」を廃止する提案に対しても、ファイードバックや見解も求めている。

適用関係
本公開草案はリスク軽減会計などの幅広いデータを分析することと、悪質な納税者に対する「金融商品・認識及び測定」を

廃止する提案に対しても、ファイードバックや見解も求めている。

金利リスクを管理する方法を反映するモデルの会計基準案、公表 —A S B

ASB
ASBは公開草案「リスク軽減会計—I F R S 9号およびI F R S 7号の修正」（以下、「本公開草案」という）を公表した。本公司は金利改定リスクの軽減のための企業活動の効果を財務諸表によりよく表わすとともに、企業が金利改定リスクをどのように管理し、どの程度

ASB
ASBは公開草案「リスク軽減会計—I F R S 9号およびI F R S 7号の修正」（以下、「本公開草案」という）を公表した。本公司は金利改定リスクを管理するためのリスク戦略およびリスク管理活動の影響を開示することを提案している。

ASB
ASBは会計基準アップデート（A S U）2025—10「政府補助金（トピック832）—事業企業が受領した政府補助金の会計処理」を公表した。

「示」の会計処理を類推して適用している。

A S Uは、「資産に関連する補助金（資産（たとえば、長期性資産または棚卸資産）を購入、建設、またはその他の方法で取得することを条件とする補助金）」と「収益に関連する補助金（資産に関連する補助金以外の補助金（たとえば、企業の営業費用を補填する補助金））」のガイドラインを含む、受領した政府補助金の会計処理を確立している。

A S Uは、政府補助金につい

て、次の条件が満たされるまで、当初の認識を禁じている。

- (a) 「企業が補助金の条件に従うこと」と「補助金を受領すこと」の可能性が高い（probable）こと
- (b) 資産に関連する補助金または収益に関連する補助金の認識についてのガイドラインに従うこと

ASUは、政府補助金について、次の条件が満たされるまで、当初の認識を禁じている。

当初の認識にあたり、「資産に関連する補助金」は、補助金が補填を意図する関連コストが発生した時に、次のいずれかのアプローチで貸借対照表に認識される。

① 繰延収益（繰延収益）アプローチ

- ② 資産の帳簿価額の決定における取得原価の修正（原価累積アプローチ）

「収益に関連する補助金」と「繰延収益アプローチを選択した資産に関連する補助金」については、「その他の収益のようないくつかの科目で個別に表示」と「関連する費用から控除して表示」のいずれかで、収益の一部として表示する。

一方、「原価累積アプローチ

適用関係

A S Uは、2028年12月16日

を選択した資産に関連する補助金については、補助金の受領額を反映した（減額した）資産の帳簿価額が資産の減価償却費またはその後の会計処理の決定

期中報告に関するASU、公表

国際会計

ASUは、2028年12月16日以降開始年度から、「遡及適用」と「将来に向かっての適用」のいずれかにより適用され、早期適用は認められる。

ASUは、2027年12月16日以降開始年度から、将来に向かっての適用と遡及適用のいずれかで適用される。早期適用は認められる。

に使用される。

ASUの内容

主な改訂の内容は次のとおり。

・トピック27の開示要求について、トピック27以外のトピックでの開示要求で「期中」の用語が含まれていない場合には「期中」という用語を追加した。

- ・GAAPが要求する包括的な開示項目の一覧を示した。
・企業に、SEC開示要求をモデルとして、前年度期末日以降に発生し、重要な影響を与える事象を開示するよう求める「開示原則」を示した。
・トピック27の適用範囲、期中報告の種類、およびGAAPに準拠した期中財務諸表の形式と内容について明確にした。

適用関係

ASUは2027年12月16日

かっての適用と遡及適用のいずれかで適用される。早期適用は認められる。

企業物価の粘着性と政策判断の焦点

金融

日本銀行調査統計局が2025年12月10日に公表した国内企業物価指数（C G P I）の2025年11月速報では、総平均が前年同月比2.7%、前月比0.3%の上昇となり、物価の基調は高止まりが続いた。国

は現行の期中期間の開示要求を拡大または縮小することではなく、現行の期中報告の要求を明確にすることにある。F A S B

ASBは会計基準アップデート（ASU）2025-11「期中報告（トピック27）—狭い範囲は、これらの明確化により、企業の期中報告における一貫性がない。品目別では非鉄金属が2.9%、電力・都市ガスが2.6%

上昇する一方、石油・石炭製品は1.7%低下し、動きにばらつきがみられた。輸出物価は円ベースで2.0%上昇し、円高の下押しを吸収した形である。輸入物価は契約通貨ベースでは弱

外部要因の後退にもかかわらず上昇となつた。輸入インフレが一巡しても企業価格が下がりにくい点は今回の特徴で、複数品目の上昇が価格の硬直化を示している。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年 12月8日	持続的成長に向けた コーポレートガバナンスのあり方	経団連	<p>これまでのコーポレートガバナンス改革の進捗を踏まえつつ、中長期的な企業価値の向上に資するガバナンスへの移行に向けて、企業・投資家それにおける課題・果たすべき役割について、経団連の基本的考え方を提示し、経営者のマインドセットの変革を促すとともに、政府への提言としたもの。企業には、積極的な成長投資を行い、そしてそれによって生み出された収益・成果を幅広いステークホルダーへ適切に分配することを求めており、株主・投資家には、中長期的な企業価値向上を共通の目的として、短期的な株価変動に左右されない対話文化を定着させることなどを求めている。また、総会前開示について企業負担の総合的な検証と抜本的な見直し、株主提案権の議決権300個要件の廃止等が盛り込まれている。</p> <p>https://www.keidanren.or.jp/policy/2025/083.html</p>

ず企業物価が2%台後半を維持していることは注目される。日本では輸入コストの剥落とともに物価が落ち着く局面が多かったが、今回は国内コストの再上昇に加え価格転嫁も続いている。輸入インフレだけでは説明しにくい粘着性が生じつつあり、物価基調が下がりにくくなっているとみられる。ただし、賃金やサービス価格の広範な上昇には至らず、本格的なホームメイドインフレの局面を迎えたとの評価は慎重であるべきだろう。

それでも、輸入インフレが和らいだ局面で物価が低下しない動きは、日銀の金融政策の前提に一定の変化をもたらす可能性がある。これまで議論の対象外だった利上げの可能性が、わずかに政策オプションとして意識され始めたためである。ただし、利上げを正面から検討できる環境にはまだ距離があり、実体経済の持続力を見極める姿勢は当面維持されるとみられる。

今後は企業物価の粘りがどの程度続くかが政策運営の焦点となり、価格の下方硬直性が定着すれば、緩和の効果と副作用を点検する必要が一段と高まるだ

う。しかし、株価が海外投資家していることは注目される。日本では輸入コストの剥落とともに物価が落ち着く局面が多かったが、今回は国内コストの再上昇に加え価格転嫁も続いている。輸入インフレだけでは説明しにくい粘着性が生じつつあり、物価基調が下がりにくくなっているとみられる。ただし、賃金やサービス価格の広範な上昇には至らず、本格的なホームメイドインフレの局面を迎えたとの評価は慎重であるべきだろう。

日本の株価は海外投資家離れてきるか

証券

2025年の日本株式市場は、日経平均が何人も予想し得なかつたような上昇を実現し、世界から取り残された日本市場という暗いイメージを完全に拭い去った感がある。これは日本人が日本経済、日本企業の復調。好転に気がつき、株式投資に目覚めたことを意味するのだろうか。

そこで、2025年の投資家別株式売買状況を振り返ってみたい。2025年11月までの月間の株式売買状況をみてみると、一貫して買越しとなつていて、買越しが7カ月、売越しが4カ月となっている。株式市場の投資意欲として指標視される個人は年初こそ買越しが目立つたが、後は毎月売越しとなつており、

買シェアの高い海外投資家は買越しが7カ月、売越しは5万円を超えた。これを主導したのが海外投資家の大量の買越しであり、この月も個人は売越しであつた。また、海外投資家が売り越した月は、日経平均は下落、あるいはわずかな上昇にとどまっている。

2025年はトランプ再登場による関税攻勢に振り回され、景気や企業業績がどこまで悪化するか懸念されたが、これまでのところダメージはさほど大きくなりといえる。製造業の一部が減益に転じ、物価上昇で消費低迷が長引いているが、今後は

離れできるかどうか、何ともいえない。

(正) 純投資目的へ振り替えるケースは要注意

お詫びと訂正

本誌2025年12月20日号

(No.1763) 目次にて誤り

がありました。読者の皆様および執筆者の方に謹んでお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

●3頁 目次 (特集Ⅴ) サブ

タイトル

(誤) 純投資目的へ振り返る

ケースは要注意

産業界で盛り上がりを示す自社

事業法人の買越しは数年来、新政権の補正予算が稼働し始め

るため、状況好転が期待されよ